

平成 30 年 第 2 回

南会津町農業委員会総会議事録

期 日 平成 30 年 2 月 16 日

会 場 はだかや

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年2月16日（金） 午後3時30分

2 開催場所 はだかや

3 出席委員数 24人
 会長 30番 五十嵐伸人
 会長職務代理者 29番 室井 文一
 委員

1番 小山 裕司	2番 平野 恒二	3番 赤井 美洋
4番 星 和孝	5番 渡部 和幸	6番 浅沼 誠治
7番 五十嵐喜一		9番 渡部 昭雄
10番 齋藤 融	11番 目黒久一郎	13番 平野 信行
14番 山内 敬		16番 湯田 義三
17番 湯田 孝義	18番 猪俣 忠久	19番 塩生 隆晴
20番 五十嵐久長	21番 大竹 実	22番 湯田 重行
26番 星 又エ門	27番 星 久光	28番 渡部 一男

4 欠席委員数 6人
 8番 小椋貴一郎 12番 星 利一 15番 馬場 久男
 23番 星 清次 24番 小野 孝 25番 月田 宏

5 議事日程

- 第1 欠席委員の報告について
- 第2 議事録署名委員の指名について
- 第3 報告第1号 会務報告について
- 第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第6 議案第3号 農用地利用集積計画決定について
- 第7 議案第4号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 第8 議案第5号 南会津町農作業労賃及び農地賃借料情報について

6 農業委員会事務局職員

事 務 局 長	五十嵐 小一郎
局長補佐兼係長	渡 部 守 一
主 査	廣 野 由 美
臨時事務補助員	大 竹 幸 子

7 会 議 の 概 要

審議に先立ち、総会開会を宣言し、「南会津町農業委員会憲章」の唱和を行う。

【会長挨拶】（要旨）

会 長

お忙しい中、ありがとうございます。早いもので2月半ばになりました、月日の経つのは速いものです。

寒さが続いていて、何かと体調を崩しやすいものですから、健康管理には留意していただきたい。除雪作業で2件の死亡事故がありました。除雪作業には十分注意して事故の無いよう気を付けていただくようお願いしたい。

14日に町農業再生協の臨時総会に出席した。平成30年度の作付け目安は町全体で5haの減と、ほぼ昨年並みであるが、7,500円がなくなりペナルティがなくなるので、それぞれの農家が自覚をもって作付けしていただかなければならない。町としては、稲作農家支援事業ということで、10aあたり2,500円の支援を考えているということで、よかったと思っている。

南会津町農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。

【日程第1】

議 長

日程第1「欠席委員の報告について」であります。会議規則第4条の規定により、欠席の届け出がありました委員は、8番 小椋喜一郎委員、12番 星 利一委員、15番 馬場 久男委員、23番 星 清次委員、24番 小野 孝委員、25番 月田 宏委員、であります。

そのほか、17番 湯田孝義委員が遅れて出席する旨の連絡を受けております。

現在の出席委員数は23名ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しております。

【日程第2】

議 長

日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則第20条第2項の規定により、11番 目黒久一郎委員、13番 平野信行委員、を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願いいたします。

【日程第3】

議 長

日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。事務局から報告してください。

事務局
(局長)
議 長 (会議資料により、会議等の内容を説明しながら報告する。)

議 長 只今 事務局から会務の報告がありましたが、何かご質問ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質問がないようですので、会務報告を終わります。

議 長 【日程第4】
日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号1から4について、地区担当調査員の3番赤井美洋委員から調査結果の説明をお願いします。

3 番 3番赤井です。
農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。譲渡人、〇〇〇〇さんのほうには電話で2月6日に確認しました。譲受人の●●●●さんのほうは、2月5日に本人に会って、雪がありましたが現場で説明を聞いて確認をしてきました。
譲渡人が〇〇〇〇さん。〇〇歳、無職。住所が□□□□□□□□。
譲受人の●●●●さん。農業兼会社員ということで●●●●に勤めながら農業をしております。住所が■●■●■●■●です。〇〇〇〇さんと●●●●さんの関係はおばさんと甥の関係です。許可を受けようとする土地ですが、□□□□□□□、田、741 m²。□□□□□□□、畑、1,542 m²、同じく□□□□□□□、畑、970 m²、□□□□□□□、畑、3,324 m²、畑3筆で5,836 m²ということになります。
〇〇〇〇さんなんですが、5～6年前までは〇〇〇〇の〇〇でブドウを作っておられました。ワインなんか作っていたみたいです。数年前から見かけなくなったら体調を崩しその後亡くなられたということです。奥さん一人では、こちらに来て耕作するというのは考えられないということで、農地の管理もできないので、今回、田1筆と畑3筆を●●●●さんに無償で譲るということでございます。
東原のブドウを作っていたところなんですが、現在は荒れてしまっていたんですが、今度は棚を撤去してソバを作るという予定だそうです。問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案について原案のとおり決定することにご異議
ございませんか。

議 長 (「異議なし。」の声あり)
異議なしと認め、本案は原案のとおり許可することに
決定いたしました。

議 長 【日程第5】
日程第5「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請につい
て」を議題といたします。
この議案については、●●●●委員が申請人となっている案件であり
ます。「議事参与の制限」により、●●●●委員には、当該案件の審議終
了まで退室をお願いします。

議 長 (●●●●委員 退室)
それでは、番号1について、地区担当調査員の9番 渡部昭雄委員から
調査結果の説明をお願いします。

9 番 9番、渡部です。
譲渡人は、○○○○さん、農業です。譲受人は、●●●●さんです。
地目が畑になっていますが、雑種地のようになっています。面積が33㎡。
小面積です。理由は●●●●さんの娘さんが家を建てたいということで
計画しましたが、出入り口が○○○○さんの土地になっておりまして
通れない状況でした。●●●●さんが○○○○さんに相談したところ、
●●●●さんの土地が別なところがありまして資料の3ページを見てく
ださい。今回申請が上がりました土地は□□□□□□が○○○○さん
の土地です。それからその上の□□□□□□が今回家を建てる予定の
土地です。その横に□□□□□□というのが●●●●さんの土地なん
です。これが、今回申請地と大体同じ面積で、対等交換するという内容
です。
資料の1ページ見てください。今回申請が上がりました周りは田島保
育園とか老人ホームとか、ほとんど宅地になっています。農地はほとん
どありません。今回の転用において農業に支障を及ぼすことはありません。
以上で説明終わります。

議 長 説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案について原案のとおり決定することにご異議
ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、本案は原案のとおり許可することに決定いたしました。

以上で、議案第2号の審議を終了いたします。
ここで、●●●●委員の入室を許可します。

議 長 (●●●●委員入室)

●●●●委員にお伝えします。議案第2号は原案のとおり許可すること
に決定いたしましたので、お知らせいたします。

【日程第6】

議 長 日程第6「議案第3号 農用地利用集積計画決定について」を議題と
いたします。事務局から議案の説明をしてください。

事務局 廣野です。

(廣野) 「議案第3号 農用地利用集積計画決定について」をご説明いたします。
議案書の7ページをご覧ください。こちらは、2月分の利用権の設定
内訳になります。筆数・面積を再設定・新規の順で申し上げます。再設
定ですが、田が16筆・15,904㎡で畑は0筆です。新規は、田が163筆・
251,907㎡、畑が67筆・57,331㎡。計230筆、309,238㎡です。再設定
と新規合わせて田が179筆・267,811㎡、畑が67筆・57,331㎡、合計が
246筆、325,142㎡になります。

8ページから20ページまでは、利用権設定の一覧表になります。

今回議案書の番号15と番号42から89番までについては、平成30年
度の耕作放棄地再生利用事業の予定地となっています。

また、番号の98番から246番までの149筆については、農地中間管
理機構の利用権設定となっています。農地の貸付を行う方が62名で、福
島県農業振興公社が借受人となり農地中間管理権を取得するものです。
以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙

	手願います。本案に対してご質疑ございませんか。 (「ありません。」の声あり)
議 長	質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし。」の声あり) 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第3号の審議を終了いたします。
議 長	【日程第7】 日程第7 議案第4号 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について、を議題といたします。 事務局から議案の説明をしてください。
事務局 (廣野)	議案第4号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を説明させていただきます。22 ページから 28 ページまで、伊南、南郷地域の農用地利用配分計画の一覧が載っています。先ほど議案第3号で説明いたしましたが、〇〇〇〇さんほか 61 名より福島県農業振興公社へ利用権設定した 149 筆の農地を、今度は●●●●さんほか3名に配分するという計画になっています。149 筆中 123 筆が水稻、22 筆がソバ、4 筆がトマトとなっております。事務局では、特に問題はないと思っていますので、ご審議の程よろしく願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。 (「ありません。」の声あり)
議 長	質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし。」の声あり) 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第4号の審議を終了いたします。 (湯田孝義委員 入室着席)

【日程第 8】

議 長

日程第 8 議案第 5 号 南会津町農作業労賃及び農地賃借料情報について、を議題といたします。

事務局から議案の説明をしてください。

事務局
(補佐)

それでは、はじめに私の方から農作業労賃情報について説明します。その後、廣野の方から農地賃借料情報について説明をいたします。

労賃情報ですが、去る 1 月 19 日の農政委員会において、町の労賃情報のこれまでの推移をはじめとして、会津管内農業委員会の労賃情報の状況、町管内の法人の受委託料金とその推移、平成 29 年労賃情報単価に基づく、J A 米の概算金の推移、県の最低賃金の推移、をもとに協議していただきました。

その結果、30 年度の算定についての考え方として、米価については平成 26 年度産の下落ののち若干の上昇、回復になってきた。しかし、少子化の影響を含め米の需要が低下傾向にあることや、T P P 関連を含めて、コメの直接支払い交付金 7,500 円が平成 29 年度で廃止されるなど、それら米の価格の安定、経営の健全な運営というのは今後もまだ解消されるという状況ではない。また、関東・東北豪雨災害の工事も途中という形になっております。これらの状況を踏まえると農作業労賃を除き、平成 29 年度標準額は、近隣の町村と比較して著しい乖離がない及び管内の法人における受委託料金においても変動がみられない。ということから平成 30 年度の農作業労賃の標準額においては、農作業の労賃を福島県の最低賃金の上昇率 3.03%と同額として、他の作業項目については、平成 29 年度と同額にて据え置き、今後の状況を注視するという結果をいただき、30 ページから 33 ページまでの農作業労賃を今までの時給 778 円から 802 円に、実働 8 時間で 6,416 円という変更のみで、あとほかの項目については平成 29 年度と同額とし、今後の動向を注視するという形になりました。労賃情報については以上です。

事務局
(廣野)

引続き、私から農地賃借料情報についてご説明いたします。

こちらは、先月の総会後の第 1 回農地委員会で協議していただきました全地域の農地賃借料情報の内容となっております。

昨年と同様に、実際に報告された利用権設定、貸借の実態に基づきまして、使用貸借を除く賃貸借の賃借料の最高額、最低額、平均額の集計値を農家の皆さんに情報提供するというものです。今回は平成 28 年 1 月から平成 29 年 12 月までの 2 年間に報告された賃借料について集計したものです。この中で、33 ページの南郷地域の地域区分「田」のトマトについて、前年度より平均額に大きな開きがあり、件数が少ないということもありまして、委員会の中でもご意見をいただきました。事務局内

でも検討させていただきまして、事例が少数のため昨年同額という表記にさせていただいております。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので質疑に入ります。ご質問はございませんか。

27 番 (星久光) 田島地区では乾燥が、1 石でやっていますが、伊南地区では kg でやってます。これ、次には訂正してもらいたいんです。今時若い人たちが石なんていってもわからないと思うんです。

事務局 (補佐) ただ今の意見ですが、30 年度から直すというご意見でしょうか。それとも次年度農政委員会の中で審議して 31 年度から反映するというご意見でしょうか。

27 番 今日、直すことができれば、今回から訂正していただいたほうがいいと思いますが。

事務局 (補佐) ただ今のご意見に基づいて、みなさんでご審議していただいて直したほうがいいということであれば、訂正したいと思います。ただ、これまでずっとこの表示でやってきました。農家の方どちらの表示が使いやすいのか事務局ではわかりませんので、皆さんでご審議していただきたいと思います。以上です。

議 長 今ほど久光委員の方から、石を kg に統一すべきという意見について、皆さんのご意見を伺います。

22 番 (湯田重行) 実際コンバインで刈って、もみを乾燥機に入れたときに、乾燥機は石数で上がってくるわけなんですね。それを見て、何石という風に判断して請求出しているんですが、それが重さを測るようになるとまた、別な工程が必要になると大変だから、石のほうがいいと思います。

2 番 (平野恒二) 伊南地区は、原案通りで結構です。

議 長 久光さん、どうですか。

27 番 (星久光) 農家がそれでいいということであれば、いいと思います。やがて不都合が出てくれば、今後検討していくということでもいいと思います。

議 長 そのほか、ございませんか。

28 番	（渡部一男）田島地区の乾燥 60kg で 496 円。伊南の方だと乾燥で、乾燥後の計量によるっていうことになっているんで、この辺は乾燥の時に 60 kg という水分含んだ時の重さではなくて、乾燥後の重さになるんでしょ。田島の分も乾燥後と入れたほうがいいような気がします、いかがでしょうか。
事務局 (補佐)	備考欄の記載の仕方になりますが、これも数年来この表示方法で来ています。新たに加えるとすれば、それなりの根拠等があってあげられるのかなと思います。ですから田島地区の場合はどういう方法で計算をして請求なり支払いなりをしているのか、皆さんからのご意見を伺うことが出来ればと思います。
22 番	（湯田重行）中には、乾燥してそのまま持って行って自分で調整する人もいます。その時の値段だと思いますので、これはこのままでいいと思います。
28 番	乾燥してそのまま持ち帰る人もいるということで、いろいろな人がいるということがわかりました。今回は、このままで、来年度以降必要であれば、また検討するという事でよいかと思います。
議 長	そのほか、ございませんか。
議 長	（「ありません。」の声あり。） それでは、質疑を終結し採決いたします。本案を原案のとおり決定することでご異議ございませんか。
議 長	（「異議なし。」の声あり） 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。 以上で、本総会に付議されました議事案件につきましては、すべて終了いたしました。
議 長	次に、次回総会までの業務日程について事務局から説明してください。
事務局	（局長：資料に基づき説明する。）
議 長	何かご質問ございませんか。
	（質問なし）

議 長	その他に入ります。事務局から何かありますか。
事務局	(局長：平成 30 年度方針についての意見募集について説明)
議 長	他に、委員の皆さんから何かございませんか。
17 番	(湯田孝義) 本日、総会に遅れた理由を申し上げますと、土地改良の会議があつて、昨日になって急に連絡がはいり、今日農林課から 3 つの文書が出ていて、家の息子も出たい会議には出れないわ、できれば連携をとって、できるだけ重ならないように、日程調整をお願いしたい。
事務局 (補佐)	農業委員会の総会の日程は、1 年前から決定して皆さんにお知らせするとともに、農林課にも資料等配っております。農林課の方でそれら資料等に基づいて日程の方の調整を図っていただくというのが筋かと思えますので、こちらから農林課の方には要請しておきます。以上です。
議 長	ほかにありませんか。
	(なしの声あり。)
議 長	ないようですので、職務代理者から閉会のことばをお願いします。
職務代 理者	慎重審議、ありがとうございました。 以上を持ちまして、平成 30 年第 2 回総会を閉じます。 ご苦勞様でした。

閉会 午後 4 時 16 分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

平成 30 年 2 月 16 日

議 長

11 番

13 番